

## 論 説

## 民法213条の2と下水道法11条との関係

秋 山 靖 浩

- I はじめに
  - 1 下水道法11条
  - 2 民法213条の2
  - 3 民法213条の2と下水道法11条との関係——下水道法11条適用説
  - 4 問題意識と検討対象
- II 下水道法11条適用説の課題
  - 1 民法213条の2と下水道法11条との比較
  - 2 民法213条の2と下水道法11条との相違点
  - 3 下水道法11条適用説の帰結
  - 4 下水道法11条適用説の課題
- III 下水道法11条適用説の課題への対応
  - 1 下水道法11条に働いている要請——設置義務の履行要請
  - 2 相違点 A についての検討——必要な範囲内の要否
  - 3 相違点 C についての検討——損害の最少性の要否
  - 4 相違点 B および相違点 D についての検討
- IV おわりに

## I はじめに

## 1 下水道法11条

下水道法は、他人の土地に排水設備を設置しなければ下水を公共下水道に流入させることができない土地所有者のために、排水設備の設置権を認

めている。具体的には、次のような規律が設けられている。

下水道法では、公共下水道（同法 2 条 3 号参照）の供用が開始された場合には、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者等は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管・排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という）を設置しなければならない（同条 10 条 1 項）。これを受けて、同法 11 条は、同法 10 条 1 項に基づいて排水設備を設置しなければならない土地所有者等は、他人の土地を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置することができる<sup>(1)</sup>と規定している（同条 1 項）。公共下水道の排水区域内の土地所有者等のために、他人の土地に排水設備を設置する権利を認めているわけである（以下では、この権利を「下水道法 11 条に基づく排水設備の設置権」あるいは単に「排水設備の設置権」と呼ぶことがある）。

以下に、下水道法 11 条を挙げておく。

（排水に関する受忍義務等）

- 第十一条 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。
- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- 3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得

---

(1) 下水道法における排水区域とは、公共下水道により下水を排除することができる地域であって、同法 9 条 1 項により公示された区域をいう（同法 2 条 7 号）。

ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

## 2 民法213条の2

令和3年法律第24号による改正後の民法213条の2によると、他の土地に設備を設置しなければ「電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付」を受けることができない土地の所有者は、継続的給付を受けるために必要な範囲内で、他の土地に設備を設置する権利を有する(同条1項。以下では、この権利を「民法213条の2に基づく設備設置権」あるいは単に「設備設置権」と呼ぶことがある<sup>(2)</sup>)。上記改正前の民法の下では、解釈によって設備設置権に相当する権利が認められていたものの、解釈による対応では不十分であるなどの指摘を受けて、上記改正により設備設置権が明文化され、関連する規定が民法213条の2として新設された<sup>(3)</sup>。

以下に、民法213条の2を挙げておく(同条4項が民法209条の一部の規定を準用していることから、参考として民法209条も挙げておく)。

---

(2) 民法213条の2は、継続的給付を受けるための設備設置権に加えて、継続的給付を受けるための設備使用権も規定している。他方で、下水道法11条も、他の土地に排水設備を設置する権利に加えて、他人の設置した排水設備を使用する権利を規定している。これらの権利のうち、本稿では、それぞれの前者である民法213条の2に基づく設備設置権と下水道法11条に基づく排水設備の設置権を取り上げる。それぞれの後者である使用権をも取り上げると、叙述が煩雑になるためである。

(3) 改正の経緯については、村松秀樹＝大谷太編著『Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』(ぎょうせい、2022年)33-34頁を参照。筆者による整理として、秋山靖浩「相隣関係」山野目章夫＝佐久間毅編『解説 民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)改正のポイント』(有斐閣、2023年)72-75頁がある。

(継続的給付を受けるための設備の設置権等)

第二百十三條の二 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付（以下この項及び次条第一項において「継続的給付」という。）を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。

- 2 前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備（次項において「他の土地等」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。
- 3 第一項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、第二百九条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定を準用する。
- 5 第一項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害（前項において準用する第二百九条第四項に規定する損害を除く。）に対して償金を支払わなければならない。ただし、一年ごとにその償金を支払うことができる。

※参考

(隣地の使用)

第二百九条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない。

- 一 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、取去又は修繕

- 二 境界標の調査又は境界に関する測量
  - 三 第二百三十三条第三項の規定による枝の切り取り
- 2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者（以下この条において「隣地使用者」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。
  - 3 第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。
  - 4 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

### 3 民法213条の2と下水道法11条との関係——下水道法11条適用説

民法213条の2が新設され、下水道法11条と併存する状況の下では、次の問題が生じるように思われる。

公共下水道の排水区域内の土地所有者が、他の土地を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難である場合（他の土地に排水設備を設置しなければ下水を公共下水道に流入させることができない場合）には、従来、下水道法11条の規律に従って、土地所有者は他の土地に排水設備を設置することができた。このような法状況は、民法213条の2の新設によって変化するだろうか。具体的には、上記の場合において、（下水道法11条に加えて）民法213条の2も適用され、民法213条の2の規律にも服することになるだろうか。それとも、民法213条の2の新設前と同様に、下水道法11条（のみ）が適用され、民法213条の2の適用は排除されるだろうか。民法213条の2と下水道法11条との関係が問われることになる。

---

（4）下水道法11条では「他人の土地」と、民法213条の2では「他の土地」とそれぞれ表記されているが、本稿では、混乱を避けるために、（下水道法11条が適用される場合を含めて）原則として「他の土地」と表記する。

令和 3 年法律第 24 号の立案担当者は、民法 213 条の 2 第 1 項の「その他これらに類する継続的給付」には下水の排出も含まれるとしつつも、「下水の排出に関しては特別法である下水道法の規律が基本的に適用される」と説明している<sup>(5)</sup>。

以上の立案担当者の説明には、必ずしも明らかでない部分があるもの<sup>(6)</sup>の、一般的には、《下水道法 11 条の規律場面については（特別法である）同条が適用され、民法 213 条の 2 の適用は排除される》という意味に理解することができる<sup>(7)</sup>。この理解によると、公共下水道の排水区域内の土地所有者が、他の土地を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難である場合（他の土地に排水設備を設置しなければ下水を公共下水道に流入させることができない場合）には、もっぱら下水道法 11 条の規律に従って、他の土地に排水設備を設置することができるという帰結が導かれる<sup>(8)</sup>。以下

(5) 村松＝大谷・前掲注（3）37頁。

(6) 西口元ほか『改正民法による相隣関係の実務』（学陽書房、2022年）34頁〔平林敬語〕も参照。

(7) 令和 3 年法律第 24 号の内容について審議した法制審議会民法・不動産登記法部会第 21 回会議にて、佐久間毅幹事より、「下水道法の規定が残って、民法に今御提案の 3 に従った規定〔民法 213 条の 2 に該当する規定のこと…筆者注〕ができるとなると、下水道にはその規定の適用がないということになってしまうのではないかという気がするので、そこの調整が必要なのではないかなと思いました」との指摘があり、山野目章夫部会長より、「下水道法を今回の民法の規定整備を踏まえてどうするかということは、改めて関係法律整備において検討することになりますから、その際に、ただいまの佐久間幹事の御指摘を踏まえるということにいたします」との回答がされた（同議事録 15-16 頁）。しかし、最終的には、民法 213 条の 2 の新設に伴い、下水道法 11 条において改正などの対応がとられることはなかった。このような事情も、下水道法 11 条の規律場面については、民法 213 条の 2 の新設の前後で法状況は変わらず、下水道法 11 条がもっぱら適用されることを示すものといえるだろう。西口ほか・前掲注（6）36 頁〔平林〕もこのような理解を支持している。

(8) なお、下水道法 11 条の規律場面に当たらない場合、例えば、公共下水道の排水区域内でない土地所有者が他の土地に設備を設置しなければ下水を排出することができない場合には、土地所有者は、民法 213 条の 2 の規律に基づいて、他の土地に下水を排出するための設備を設置することができ、下水道法 11 条の適用はない。本

では、このような理解を「下水道法11条適用説」と呼ぶことにする。

#### 4 問題意識と検討対象

下水道法11条適用説によると、民法213条の2の適用が排除されることになる。ところが、後に詳しく見るように、民法213条の2と下水道法11条を比較すると、民法213条の2にのみ定められている規律がいくつか存在しており、しかも、これらの規律は、他の土地(=排水設備が設置される土地)の所有者等の権利・利益を保護することを目的としている。下水道法11条適用説を採用すると、公共下水道の排水区域内の土地所有者が下水を公共下水道に流入させるために他の土地に排水設備を設置する場合には、民法213条の2のこれらの規律が適用されない結果、他の土地の所有者等の権利・利益に影響が及ぶ——他の土地の所有者等がこれらの規律による保護を受けられない——ことになりそうである。このような結論は果たして妥当だろうか。

以上の問題意識に基づいて、本稿は、公共下水道の排水区域内の土地所有者が下水を公共下水道に流入させるために他の土地に排水設備を設置する場合を対象としながら、下水道法11条適用説の課題とそれへの対応を考察する。具体的には、民法213条の2と下水道法11条を比較し、両規律の相違点ゆえに下水道法11条適用説には課題があることを指摘した上で(Ⅱ)、その課題についてどのように対応していくべきかを考察する(Ⅲ)。

## Ⅱ 下水道法11条適用説の課題

### 1 民法213条の2と下水道法11条との比較

下水道法11条適用説の課題を明らかにするために、まずは、民法213条

---

文にいう下水道法11条適用説が当てはまるのは、あくまでも、公共下水道の排水区域内の土地所有者等が下水を公共下水道に流入させる場合に限られる。

の 2 と下水道法11条とを比較しておく（【表 1】参照）。両規律の比較により、民法213条の 2 にのみ定められている（下水道法11条には定められていない）規律がいくつか存在することが明らかになる。

【表 1】民法213条の 2 と下水道法11条との比較

	設備設置権（民法213条の 2）	排水設備の設置権（下水道法11条）
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができないこと（1項）</li> <li>・必要な範囲内（1項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同条10条1項により排水設備の設置義務を負っていること（1項前段）</li> <li>・他人の土地を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であること（1項前段）</li> </ul>
設置の場所・方法	損害の最少性（2項）	損害の最少性（1項後段）
行使するための手続	事前通知（3項）	—
効果	他の土地に設備を設置することができる（1項）	他人の土地に排水設備を設置することができる（1項前段）
他の土地の使用	<p>他の土地に設備を設置するために、当該他の土地を使用することができる（4項）。</p> <p>その使用に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害の最少性（4項・209条2項）</li> <li>・事前通知（4項・209条3項）</li> </ul>	<p>当該排水設備の設置をするためにやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる（3項前段）</p> <p>その使用に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前通告（同後段）</li> </ul>
損害・損失の補償	2種類の損害に対して償金を支払わなければならない（5項、4項後段・209条4項）	通常生ずべき損失（左欄の2種類の損害と同様であると解される）を補償しなければならない（4項）

## （1）要件

民法213条の 2 に基づく設備設置権の要件は、他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができないこと、および、その設備の設置が継続的給付を受けるために必要な範囲内でなければならないことである（同条1項）。本稿の検討場面に即していえば、他の土地に排水設備を設置しなければ下水を公共下水道に流入させることができないこと、およ



び、その排水設備の設置が下水を公共下水道に流入させるために必要な範囲内でなければならないことである。

下水道法11条に基づく排水設備の設置権の要件は、土地所有者が排水設備の設置義務(同法10条1項)を負っていること(公共下水道の排水区域内の土地所有者であること)、および、他人の土地を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であることである(同条1項前段)。

以上を比較すると、設備設置権の《他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができないこと》と、排水設備の設置権の《他人の土地を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であること》は、ほぼ同一の要件である。

これに対し、次の2つの点では、要件に違いが見られる。1つは、排水設備の設置権では、土地所有者が排水設備の設置義務を負っていることが要件であるが、設備設置権ではこれが要件になっていない点である。もう1つは、設備設置権では、設備の設置が必要な範囲内でなければならないことが要件であるが、排水設備の設置権ではこれが要件になっていない点である。

## (2) 設置の場所・方法

民法213条の2に基づく設備設置権では、土地所有者が他の土地に設備を設置する場合に、設置の場所・方法は他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなければならない(同条2項)。

同様の規律が、下水道法11条に基づく排水設備の設置権にも存在する。すなわち、土地所有者が他人の土地に排水設備を設置する場合に、設置の場所・方法は他人の土地にとって損害が最も少ないものを選ばなければならない(同条1項後段)。

以上によると、設置の場所・方法について、民法213条の2と下水道法11条との間で規律に違いはない(以下では、設置の場所・方法は損害が最も少ないものを選ばなければならない旨のこれらの規律を「損害の最少性」と呼

ぶことがある)。

### (3) 行使するための手続

民法213条の2に基づく設備設置権では、他の土地に設備を設置する際に、土地所有者はあらかじめ、その目的・場所・方法を他の土地の所有者および他の土地を現に使用している者（以下「他の土地の所有者等」という）に通知しなければならない（同条3項。以下では、この通知を「事前通知」と呼ぶことがある）。

これに対し、下水道法11条に基づく排水設備の設置権では、他の土地に排水設備を設置する際に、事前通知の規律は設けられていない。したがって、行使するための手続については、民法213条の2と下水道法11条との間で規律に大きな違いがある。

### (4) 効果

民法213条の2と下水道法11条との間で規律に違いはない。すなわち、民法213条の2に基づく設備設置権を根拠として、土地所有者は他の土地に設備を設置することができる（同条1項）。また、下水道法11条1項に基づく排水設備の設置権を根拠として、土地所有者は他人の土地に排水設備を設置することができる（同条1項）。

### (5) 他の土地の使用

土地所有者は、民法213条の2第1項に基づいて他の土地に設備を設置する際に、あるいは、下水道法11条1項に基づいて他人の土地に排水設備を設置する際に、設置工事などをするために他の土地あるいは他人の土地を一時的に使用することが必要になる。そこで、民法213条の2も下水道法11条も、そのための規律<sup>(9)</sup>を設けている。

---

(9) 民法213条の2に関する説明として、村松＝大谷・前掲注(3)40-41頁を参照。

民法213条の2に基づく設備設置権では、土地所有者は、他の土地に設備を設置するために当該他の土地を使用することができる（同条4項前段）。そして、この目的で他の土地を使用する際には、使用の日時・場所・方法は他の土地の所有者等のために損害が最も少ないものを選ばなければならない（同項後段・209条2項）、また、土地所有者はあらかじめ、「その目的、日時、場所及び方法」を他の土地の所有者等に通知しなければならない（民法213条の2第4項後段・209条3項<sup>(10)</sup>）。つまり、設備の設置のために他の土地を一時的に使用する場合にも、損害の最少性と事前通知が要求されている。

下水道法11条に基づく排水設備の設置権においても、土地所有者は、排水設備を設置するためにやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる（同条3項前段）。ところが、他人の土地を使用の際の規律について、次の点で、民法213条の2の規律との違いが見られる。

まず、下水道法11条には、損害の最少性の規律が存在しない点である。すなわち、土地所有者が排水設備の設置のために他人の土地を使用する際に、損害の最少性（他人の土地にとって最も損害が少ないものを選ばなければならない）は要求されていない。

次に、下水道法11条では、排水設備の設置のために他人の土地を使用する際に、土地所有者はあらかじめ、「その旨」を当該土地の占有者に告げなければならない点である（同条3項後段。以下では、これを「事前通告」と呼ぶことがある）。この事前通告は事前通知と類似しているが、事前通知では、「その目的、日時、場所及び方法」を通知するのに対し、事前通告では、「その旨」を告げることになる。つまり、（民法213条の2に基づく設備設置権のために他の土地を使用する際の）事前通知と、（下水道法11条に基

---

(10) 土地所有者が設備を設置するために他の土地を一時的に使用することは、土地所有者が民法209条に基づいて隣地を一時的に使用することと基本的な利益状況が変わらない。そこで、民法213条の2第4項は、民法209条1項ただし書きおよび2項から4項までの規定を準用している（村松＝大谷・前掲注（3）41頁も参照）。

づく排水設備の設置権のために他人の土地を使用する際の) 事前通告とでは、通知・通告するべき事項が異なっており、事前通告における通告事項の方が簡易であるように見える(ただし、「その旨」の具体的な内容をどのように理解するかについては、別途の検討を要する。4 (4) およびⅢ 4 (3) 参照<sup>(11)</sup>)。

## (6) 損害・損失の補償

民法213条の2に基づく設備設置権では、土地所有者は、次の2種類の損害に対して償金を支払わなければならない。1つは、土地所有者が設備を設置するのに伴い、他の土地の使用が制約されることによって継続的に生ずる損害であり、設備設置部分の使用料相当額などが挙げられる(同条5項)。もう1つは、土地所有者が設備の設置のために他の土地を使用したこと((5)で述べた他の土地の使用)によって、他の土地の所有者等に一時的に生じた損害であり、設備を設置するために他の土地上の工作物や竹木を除去することによって生じた損害などが挙げられる(同条4項後段・209条4項)。

下水道法11条に基づく排水設備の設置権では、土地所有者は、排水設備の設置のために他人の土地を使用したこと((5)で述べた他人の土地の使用)によって当該他人に損失を与えた場合には、当該他人に対し、「通常生ずべき損失」を補償しなければならない(同条4項)。ここでいう「通

---

(11) 日本弁護士連合会・所有者不明土地問題等に関するワーキンググループ『新しい土地所有法制の解説——所有者不明土地関係の民法等改正と実務対応』(有斐閣、2021年) 85頁〔大桐代真子〕は、事前通知と事前通告では相手方が異なること、すなわち、事前通知の相手方は他の土地の所有者等(他の土地の所有者および他の土地を現に使用している者)であるのに対し、事前通告の相手方は他の土地の占有者であることを指摘している。もっとも、事前通告の相手方である占有者には、直接占有者である他の土地を現に使用している者の他、間接占有者である土地所有者も含まれると解することができるだろう。そうすると、事前通知と事前通告とで、相手方は実質的に異ならないと考えられる(この点については、民法209条3項の規律に関する指摘であるが、法制審議会民法・不動産登記法部会第18回会議事録37頁〔山野目部会長発言〕が参考になる)。

常生すべき損失」には、「敷設時に与えた損害」に加えて、「土地利用権の制限に係る損失」も含まれると解されている。<sup>(12)</sup> 敷設時に与えた損害とは、土地所有者が排水設備を設置するために他人の土地を使用した際に他人に与えた損害であり、(前段落で言及した) 設備設置権における後者の損害に当たる。また、土地利用権の制限に係る損失とは、排水設備の設置に伴い他人の土地の使用が制約されることによって継続的に生ずる損害であり、(前段落で言及した) 設備設置権における前者の損害に当たる。つまり、下水道法11条において土地所有者が補償しなければならない損失とは、民法213条の2において土地所有者が償金を支払わなければならない損害と同様であると見られる。

以上によると、損害・損失の補償について、民法213条の2と下水道法11条との間で規律の違いはないといえる。

## 2 民法213条の2と下水道法11条との相違点

1で行った比較によると、民法213条の2に基づく設備設置権の規律と下水道法11条に基づく排水設備の設置権の規律との間には、4つの相違点が見出される。

第一に、要件に関して、設備設置権では、他の土地への設備の設置が継続的給付を受けるために必要な範囲内であればならないが(民法213条の2第1項)、排水設備の設置権では、これが要件になっていない。<sup>(13)</sup> 以下で

---

(12) 下水道法令研究会編著『逐条解説下水道法 [第五次改訂版]』(ぎょうせい、2022年) 157頁。

(13) 要件に関しては、さらに、下水道法11条に基づく排水設備の設置権では、土地所有者が排水設備の設置義務を負っていること(同法10条1項)が要件であるが、民法213条の2に基づく設備設置権ではこれが要件になっていない点も、相違点として挙げられる。もっとも、本稿は、公共下水道の排水区域内の土地所有者が下水を公共下水道に流入させるために他の土地に排水設備を設置する場合を検討対象としており(I 4参照)、(公共下水道の排水区域内であるがゆえに)土地所有者が排水設備の設置義務を負っていること(下水道法10条1項)が既に前提になっている。そこで、以上の相違点は本文中に挙げていない。

は、これを「相違点 A」と呼ぶ。

第二に、行使するための手続に関して、設備設置権では、土地所有者はあらかじめ所定の事項を通知しなければならないが（事前通知。民法213条の2第3項）、排水設備の設置権では、このような事前通知は要求されていない。以下では、これを「相違点 B」と呼ぶ。

第三に、排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する場合に関して、設備設置権では、使用の日時・場所・方法は他の土地の所有者等のために損害が最も少ないものを選ばなければならないが（損害の最少性。民法213条の2第4項・209条2項）、排水設備の設置権では、損害の最少性は要求されていない。以下では、これを「相違点 C」と呼ぶ。

第四に、排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する場合に関して、設備設置権では事前通知（民法213条の2第4項・209条3項）が、排水設備の設置権では事前通告（下水道法11条3項）が、それぞれ要求されている。両者では通知・通告すべき事項が異なっており、事前通告における通告事項の方が簡易であるように見える。以下では、これを「相違点 D」と呼ぶ。

【表 2】は、以上の相違点 A～D をまとめたものである。

【表 2】民法213条の2と下水道法11条との相違点

	民法213条の2	下水道法11条
相違点 A（要件）	必要な範囲内（1項）	なし
相違点 B（行使するための手続）	事前通知（3項）	なし
相違点 C（排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する場合）	損害の最少性（4項・209条2項）	なし
相違点 D（同上）	事前通知（4項・209条3項）	事前通告（3項）

### 3 下水道法11条適用説の帰結

下水道法11条適用説によると、公共下水道の排水区域内の土地所有者が

下水を公共下水道に流入させるために他の土地に排水設備を設置する場合には、下水道法11条が適用され、民法213条の2は適用されない。その結果、2で指摘した相違点 A～D がそのまま発現することになる。

具体的には、まず、要件として、排水設備の設置が下水を公共下水道に流入させるために必要な範囲内であることは要求されない(相違点 A)。そして、排水設備を設置するに際して、他の土地の所有者等に事前通知をする(あらかじめ目的・場所・方法を通知する)必要はない(相違点 B)。さらに、土地所有者が排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際に、損害の最少性(他の土地にとって最も損害が少ないものを選ぶこと)は要求されず(相違点 C)、また、事前通告(あらかじめその旨を告げること)で足りる(相違点 D)。

#### 4 下水道法11条適用説の課題

下水道法11条適用説の以上の帰結については、次のような課題を指摘することができる。以下で敷衍するように、相違点 A～D はいずれも、他の土地(=排水設備を設置される土地)の所有者等の権利・利益に関わっているところ、以上の帰結はこの権利・利益に影響を及ぼすと見られるからである。

##### (1) 相違点 A について

相違点 A (要件)において、仮に民法213条の2が適用されるとすれば、土地所有者が他の土地に排水設備を設置するための要件として、その設置が下水を公共下水道に流入させるために必要な範囲内でなければならないことが要求される(同条1項)。

同項が必要な範囲内であることを要件とした趣旨は、必要以上に大がかりな設備などを設置することは許されないとすることによって、他の土地の所有者等の権利・利益を保護するところに見出される<sup>(14)</sup>。しかし、下水道

---

(14) 村松=大谷・前掲注(3)37頁参照。

法11条適用説によると、この規律は適用されない。その結果、必要な範囲を超えるような排水設備が他の土地に設置されてしまうおそれがある。

## (2) 相違点 B について

相違点 B (行使するための手続) において、仮に民法213条の2が適用されるとすれば、他の土地に排水設備を設置するに際して、土地所有者はあらかじめ、その目的・場所・方法を他の土地の所有者等に通知しなければならない(事前通知、同条3項)。

事前通知の趣旨は、土地所有者に事前通知をさせることによって、他の土地の所有者等のために、当該設置が要件等を充足するか否かを判断する<sup>(15)</sup>機会、別の場所や方法を選択するよう土地所有者に提案する機会、当該設置の受入れの準備をする機会<sup>(16)</sup>などを与えるところにある。このような形で、他の土地の所有者等の権利・利益に配慮しているわけである。しかし、下水道法11条適用説によると、この規律は適用されない。その結果、事前通知がされず、他の土地の所有者等にこれらの機会が与えられないことになる。

## (3) 相違点 C について

相違点 C (排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する場合) において、仮に民法213条の2が適用されるとすれば、土地所有者が排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する場合には、使用の日時・場所・方法は他の土地の所有者等のために損害が最も少ないものを選ばなければならない(損害の最少性。同条5項・209条2項)。

---

(15) このような機会が与えられることによって、他の土地の所有者等は、当該設置が要件等を充足していないと判断した場合には、排水設備の設置の可否を裁判で争うことも可能となり、自己の権利・利益を保護することにつながる(民法209条3項に基づく事前通知の趣旨に関する説明であるが、秋山・前掲注(3)59頁も参照)。

(16) 村松=大谷・前掲注(3)39頁。



このような規律が設けられたのは、他の土地の使用は他の土地の所有者等の権利を制約しうるものである以上、その制約は必要最小限にとどめる必要があるという趣旨<sup>(17)</sup>に基づいている。しかし、下水道法11条適用説によると、この規律は適用されない。その結果、土地所有者が排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する場合に、損害が最も少ないとはいえないような日時・場所・方法が選ばれてしまうおそれがある。

#### (4) 相違点 D について

相違点 D (排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する場合)において、仮に民法213条の 2 が適用されるとすれば、土地所有者は、排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際に、あらかじめ、その目的・日時・場所・方法を他の土地の所有者等に通知しなければならない(事前通知。同条 4 項・209条 3 項)。この事前通知の趣旨は、相違点 B で述べた事前通知<sup>(18)</sup>(民法213条の 2 第 3 項)と同様である。

下水道法11条適用説によると、この規律は適用されないから、土地所有者は以上の事前通知をする必要はない。もっとも、下水道法11条により、土地所有者は、排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際に、あらかじめ、「その旨」を告げなければならないとされている(事前通告。同条 3 項)。

以上によると、下水道法11条適用説に従ったとしても、土地所有者は事前通告をしなければならないところ、その旨が他の土地の所有者等に事前に知らされることによって、他の土地の所有者等にとっては、当該使用が要件等を充足するか否かを判断する機会などが与えられそうである((2)参照)。もっとも、事前通告では、事前通知と異なり、日時・場所・方法を知らせることまでは求められていないようである<sup>(19)</sup>。そうすると、土地所

(17) 村松＝大谷・前掲注(3) 38頁。

(18) 村松＝大谷・前掲注(3) 29頁。

(19) 事前通告において告げるべき「その旨」の具体的な内容は必ずしも明らかでは

有者が排水設備の設置工事のためにいつ・どこで・どのような方法により他の土地を使用するかについて、他の土地の所有者等が情報を十分に把握することができず、要件等を充足するか否かを判断することなどに支障が生じる可能性もあるように思われる。以上の意味で、事前通告をもって、事前通知と同様の趣旨——上述の機会を与えることによって他の土地の所有者等の権利・利益に配慮するという趣旨——が実現されるかは疑問が残る。

### (5) 小活

相違点 A～D における民法213条の2の諸規律は、他の土地（＝排水設備が設置される土地）の所有者等の権利・利益を保護することを趣旨としている。ところが、下水道法11条適用説によると、下水道法11条のみが適用され、これらの規律が適用されない結果、他の土地の所有者等はこれらの規律によって受けられるはずの保護を受けられない。換言すれば、下水道法11条適用説では、他の土地の所有者等の権利・利益を保護するレベルが（民法213条の2が適用される場合よりも）下がっているといえる。この点に下水道法11条適用説の課題があると分析することができる。

## Ⅲ 下水道法11条適用説の課題への対応

Ⅱ 4 で分析したように、公共下水道の排水区域内の土地所有者が下水を公共下水道に流入させるために他の土地に排水設備を設置する場合に、下水道法11条適用説によると、もっぱら同条が適用される結果、他の土地の

---

ないが（この点についてはⅢ 4（3）も参照）、下水道法11条3項の文言からすると、「その旨」＝「当該排水設備の設置…をするため…他人の土地を使用すること」と理解されるだろう。この理解によると、事前通知において通知すべき目的・日時・場所・方法のうち、「当該排水設備の設置…をするため」が告げられることによって）目的は「その旨」に含まれているが、日時・場所・方法は「その旨」に含まれていないと解される。

所有者等の権利・利益を保護することを趣旨とする民法213条の2の諸規律が適用されない。それゆえに、他の土地の所有者等の権利・利益を保護するレベルが（民法213条の2が適用される場合よりも）下がってしまうという課題が明らかになった。

それでは、下水道法11条適用説を前提とした上で、この課題にどのように対応するべきだろうか。以下では、下水道法11条に働いている別の要請を抽出した上で（1）、相違点 A～D のそれぞれにおいて、この要請と他の土地の所有者等の権利・利益を保護することとをどのように調整すればよいかを検討する（2～4）。

### 1 下水道法11条に働いている要請——設置義務の履行要請

下水道法11条には、次のような要請——他の土地の所有者等の権利・利益を保護することとは別の要請——が働いていると見ることができる。

同条1項において、公共下水道の排水区域内の土地所有者が下水を公共下水道に流入させるために他の土地に排水設備を設置することが認められたのは、その前提として、公共下水道の供用が開始されて排水区域になったことに伴い、土地所有者が排水設備の設置義務（同法10条1項）を負っているからである。そして、公共下水道の排水区域内の土地所有者に排水設備の設置義務が課されているのは、次の趣旨による。公共下水道がいかに整備されても、下水が公共下水道に流入されなければ、土地の浸水の防止や清潔の保持は全く不可能であり、また、同法の目的とする、都市の健全な発達や公衆衛生の向上に寄与すること、公共用水域の水質保全に資すること（同法1条参照）も実現できない。そこで、同法10条1項により排水設備の設置を義務づけたというわけである。<sup>(21)</sup>

(20) 本文の叙述とは異なり、例えば、下水道法11条と民法213条の2が競合して適用されると解する見解（西口ほか・前掲注（6）34-35頁〔平林〕参照）などを採用することも考えられるが、以下では、下水道法11条適用説を前提として検討する。

(21) 下水道法令研究会・前掲注（12）148-149頁。

同法11条1項が公共下水道の排水区域内の土地所有者に排水設備の設置権を認めた趣旨も、上記の排水設備の設置義務と結びついている。すなわち、公共下水道の排水区域内の土地所有者は排水設備の設置を義務づけられている以上、他の土地を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難である場合には、排水設備の設置義務を履行するために、他の土地に排水設備を設置することができてしかるべきである。換言すれば、公共下水道の排水区域内の土地所有者が、他の土地を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難である場合であっても、同法10条1項に基づいて負っている排水設備の設置義務を履行できるようにするために、同法11条1項に基づく排水設備の設置権が設けられたといえる。<sup>(22)</sup>

以上によると、下水道法11条（および同条に基づく排水設備の設置権）の規律には、《公共下水道の排水区域内の土地所有者が排水設備の設置義務（同法10条1項）を履行することができるようにする》という要請が働いているといえるだろう（以下では、これを「設置義務の履行要請」と呼ぶことがある）。

そうすると、下水道法11条では、このような設置義務の履行要請を優先させるために、他の土地（＝排水設備が設置される土地）の所有者等の権利・利益を保護するレベルを引き下げているのだろうか。設置義務の履行要請が、他の土地の所有者等の権利・利益の保護レベルを引き下げる理由になるかが問題となる。そこで、相違点 A～D のそれぞれについて、この点を検証していく（叙述の便宜上、相違点 A → C → BD の順で取り上げる）。

## 2 相違点 A についての検討——必要な範囲内の要否

下水道法11条適用説によると、公共下水道の排水区域内の土地所有者が他の土地に排水設備を設置するに当たり、その排水設備の設置が下水を公共下水道に流入させるために必要な範囲内であることは要件とされてい

---

(22) 下水道法令研究会・前掲注 (12) 156頁参照。

い (相違点 A)。それゆえに、必要な範囲を超える排水設備を設置することも許され、他の土地の所有者等の権利・利益が害されることになりそうである (Ⅱ 3 およびⅡ 4 (1) 参照)。

もともと、下水道法11条における設置義務の履行要請は、このような帰結 (必要な範囲を超える排水設備を設置すること) を許容する理由にならないと考えられる。必要な範囲内の排水設備を設置することさえ認められれば、土地所有者は排水設備の設置義務を履行することができ、設置義務の履行要請は十分に実現されるからである。そうであれば、むしろ他の土地の所有者等の権利・利益を保護する観点から、必要な範囲を超える排水設備を設置することは許されない——排水設備の設置は下水を公共下水道に流入させるために必要な範囲内でなければならない——と解すべきである<sup>(24)</sup>。

### 3 相違点 C についての検討——損害の最少性の要否

下水道法11条適用説によると、公共下水道の排水区域内の土地所有者が排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際に、使用の目的・日時・場所・方法は他の土地の所有者等のために損害が最も少ないものを選ぶこと (損害の最少性) は要求されていない (相違点 C)。それゆえに、損害が最も少ないとはいえない日時等が選ばれる可能性があり、他の土地の所有者等の権利・利益が害されることになりそうである (Ⅱ 3 およびⅡ 4 (3) 参照)。

ここでも、下水道法11条における設置義務の履行要請は、損害の最少性

(23) 下水道法11条には元々、他の土地の所有者等の権利・利益を保護する観点も含まれていると考えられる。相違点 C に関する 3 の叙述や相違点 B・D に関する 4 の叙述を参照。

(24) 下水道法11条の解釈としては、「他人の土地…を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるとき」(同条1項前段)、および、「他人の土地にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない」(同条1項後段)のそれぞれを満たすか否かを判断する際に、当該排水設備の設置が下水を公共下水道に流入させるために必要な範囲内であることも考慮すべきだろう。

を排除する理由にならないと考えられる。

設置義務の履行要請からすれば、土地所有者が排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際に、使用の日時等を自由に選べる（損害が最も少ないとはいえない日時等も選べる）方が、土地所有者にとって便宜であり、排水設備の設置義務を速やかに履行することにもつながるだろう。しかし、下水道法11条は他方で、土地所有者が他の土地に排水設備を設置する際には、他の土地にとって最も損害の少ない場所・方法を選ばなければならないとして（損害の最少性。同条1項後段）、他の土地の所有者等の権利・利益にも配慮している。つまり、設置義務の履行要請を一方向的に優先させているわけではなく、設置義務の履行要請と他の土地の所有者等の権利・利益とを調整する観点から、損害の最少性を要求しているわけである。

そうであれば、土地所有者が排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際にも、他の土地の所有者等の権利・利益に配慮する観点から、損害の最少性が要求される——使用の目的・日時・場所・方法は他の土地の所有者等のために損害が最も少ないものを選ばなければならない——と解すべきである。<sup>(25)</sup>

#### 4 相違点 B および相違点 D についての検討

##### (1) 下水道法11条適用説の帰結

相違点 B および相違点 D は、いずれも事前通知に関わっており、下水道法11条適用説によると次のような帰結が導かれる。

まず、公共下水道の排水区域内の土地所有者は、下水を公共下水道に流入させるために他の土地に排水設備を設置する際に、あらかじめ、その目的・場所・方法を他の土地の所有者等に通知すること（事前通知）は要求

---

(25) 下水道法11条の解釈としては、土地所有者が他の土地に排水設備を設置する際に損害の最少性を要求している同条1項後段を、土地所有者が排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際にも類推適用すべきだろう。

されていない (相違点 B)。その結果、土地所有者は、事前通知をすることなく他の土地に排水設備を設置することができるが、その反面、他の土地の所有者等にとっては、当該設置が要件等を充足するか否かを判断する機会などが与えられない結果になりそうである (Ⅱ 3 および Ⅱ 4 (2))。

次に、公共下水道の排水区域内の土地所有者は、排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際に、あらかじめ、「その旨」を告げなければならない (事前通告。同条 3 項)。仮に民法 213 条の 2 が適用されるとすれば、土地所有者はあらかじめ、その目的・日時・場所・方法を他の土地の所有者等に通知しなければならないが (事前通知。同条 4 項後段・209 条 3 項本文)、下水道法 11 条適用説によると、この規律の適用は排除される。したがって、土地所有者は「その旨」を告げればよく、日時・場所・方法を知らせることまでは求められていない (相違点 D)。その結果、他の土地の所有者等にとっては、日時等が知らされないことによって、当該使用が要件等を充足するか否かを判断することなどに支障が生じるおそれがある (Ⅱ 3 および Ⅱ 4 (4) 参照)。

## (2) 相違点 B についての検討——事前通告の要否

下水道法 11 条における設置義務の履行要請からすれば、土地所有者が設置義務を速やかに履行できるようにするのが望ましく、それゆえに、土地所有者が他の土地に排水設備を設置するための手続も簡便にする方が同要請に適合的である。下水道法 11 条が相違点 B において事前通知を不要としたことは、以上のような設置義務の履行要請から正当化することが一応可能である。

しかし、下水道法 11 条は、設置義務の履行要請を一方的に優先しているわけではない。このことは、相違点 C において見られる他 (3 参照)、まさに相違点 D においても見られるところである。すなわち、公共下水道の排水区域内の土地所有者が排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際には、事前通告 (あらかじめ「その旨」を告げること) が要求さ

れており、この事前通告によって、他の土地の所有者等のために、当該使用が要件を充足するか否かを判断する機会などが与えられる。このような形で他の土地の所有者等の権利・利益が保護されているわけである（ただし、日時・場所・方法を通知する必要がないことに伴う問題点は残る。（3）参照）。このようにして、下水道法11条では、土地所有者が排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際には（すなわち相違点 D においては）、他の土地の所有者等の権利・利益に配慮しながら設置義務の履行要請を実現しようとしており、設置義務の履行要請と他の土地の所有者等の権利・利益との間で調整が図られている。

そして、このような調整を図ることは、土地所有者が他の土地に排水設備を設置する際にも（すなわち相違点 B においても）、当てはまると考えられる。排水設備を設置する場合（相違点 B の場面）に限って、設置義務の履行要請を一方向的に優先させる理由は特に見当たらないからである。むしろ、他の土地を使用する場合（相違点 D の場面）と同様に、土地所有者が事前に他の土地の所有者等に知らせること（つまり事前通告をすること）によって、当該設置が要件を充足するか否かを判断する機会などを他の土地の所有者等に与えながら、設置義務の履行要請を実現するべきである。このように解すると、土地所有者が（他の土地に排水設備を設置する際にも）事前通告をするための手間や費用がかかるが、その手間や費用はそれほど大きいものではなく、設置義務の履行要請を妨げることにはならないと考えられる。<sup>(26)</sup>

---

(26) 他の土地の所有者等が不明または所在不明の場合には、事前通告をするための手間と費用が大きくなるおそれがあり、別途の検討を要する。民法213条の2では、土地所有者が他の土地に設備を設置する場合において、他の土地の所有者等が不明または所在不明のときであっても、事前通知をしなければならない。設備の設置は継続的に他の土地の所有者等の権利を制約する以上、手続保障として事前通知は必須だと考えられるからである。もっとも、この場合の土地所有者は、公示による意思表示の方法で事前通知をすることができる（98条1項類推適用）と解されており（村松＝大谷・前掲注（3）40頁・41頁注2。土地所有者が所有者不明土地管理人の選任を申し立てることは必須でない）、代替の方法が用意されている。そこ



以上によると、土地所有者は、下水を公共下水道に流入させるために他の土地に排水設備を設置する際にも、事前に他の土地の所有者等に知らせなければならない(事前通告をしなければならない)と解すべきである。下水道法11条の解釈としては、同条3項の類推適用によってこの結論を導くことが考えられるだろう(ただし、同条3項を類推適用する場合に、「その旨」として何を告げる必要があるかについては、別途の検討を要する。すぐ後の(3)で検討する)。

### (3) 相違点 D についての検討——通告すべき事項

土地所有者は、排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際に、事前通告をしなければならない(下水道法11条3項)。また、(2)で検討したように、土地所有者は、他の土地に排水設備を設置する際にも、事前通告をしなければならないと解すべきである(同項類推適用)。

それでは、事前にどのような事項を通告しなければならないか。下水道法11条3項では「その旨」を告げなければならないとされているが、文字通り、その旨、すなわち、排水設備を設置する旨あるいは排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する旨を告げればよいか。それとも、民法213条の2第3項が要求している事前通知と同様に、日時・場所・方法<sup>(27)</sup>まで知らせなければならないか。

---

で、下水道法11条に基づいて土地所有者が他の土地に排水設備を設置する場合において、他の土地の所有者が不明または所在不明のときにも、同様の解釈を採用することが考えられる。

- (27) 厳密にいうと、①土地所有者が他の土地に排水設備を設置する際に行うべき事前通告においては、民法213条の2第3項と同様に、場所・方法まで知らせなければならないかが問題となる。排水設備は恒常的に設置する以上、日時を知らせることは無意味であるから、日時を知らせる必要はない(民法213条の2第3項に関する村松=大谷・前掲注(3)41頁注1の説明を参照)。これに対して、②土地所有者が排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際に行うべき事前通告においては、民法213条の2第4項・209条3項と同様に、日時・場所・方法まで知らせなければならないかが問題となる。①と異なり、設備の設置工事などは他の土地を一時的に使用するものであるから、日時を知らせる必要があるかも問題となる。

ここでも、相違点 C や相違点 B における検討と同様に（3 および（2）参照）、設置義務の履行要請と他の土地の所有者等の権利・利益を保護することとをどのように調整するか、という観点から検討する必要がある。この両者の調整によると、土地所有者は、その旨（排水設備を設置する旨あるいは排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する旨）だけでなく、日時・場所・方法まで知らせなければならない、すなわち、民法213条の2に基づいて要求されている事前通知と同レベルの通知をしなければならぬと解される。その理由は次の通りである。

第一に、事前に他の土地の所有者等に知らせる趣旨は、他の土地の所有者等のために、当該設置や当該使用が要件等を充足するか否かを判断する機会、別の日時・場所・方法を選択するよう土地所有者に提案する機会、当該設置や当該使用の受入れの準備をする機会などを与えることによって、他の土地の所有者等の権利・利益に配慮するところにあると解される<sup>(28)</sup>。その旨だけが他の土地の所有者等に知らされても、日時・場所・方法が知らされなければ、要件等の充足の有無を判断することは實際上不可能であるし、また、別の提案をすることや受入れの準備をすることも困難だろう<sup>(29)</sup>。したがって、上記の趣旨を実現するためには、日時・場所・方法ま<sup>(30)</sup>

---

なお、民法213条の2の上記規律では「目的」も通知することが求められているが、目的は下水道法11条3項に基づく事前通告の「その旨」に含まれると解されることから（前掲注（19）参照）、知らせるべき事項として掲げていない。

(28) これは民法213条の2第3項に基づく事前通知の趣旨として挙げられているものであるが（II 4（2）参照）、下水道法11条3項に基づく事前通告にも同様に当てはまると考えられる。

(29) 例えば、土地所有者による排水設備の設置は他の土地にとって「最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない」が（損害の最少性。下水道法11条1項後段）、他の土地の所有者等が当該排水設備の設置が損害の最少性を満たすか否かを判断するためには、当該排水設備が他の土地のどの場所または箇所にとどのような方法で設置されるかを知ることが必要不可欠である。その旨（他の土地に排水設備を設置する旨）が他の土地の所有者等に知らされても、場所・方法が知らされなければ、損害の最少性を満たすか否かを判断することは無理だろう。

(30) 前掲注（29）と同様であるが、日時・場所・方法を知らされてはじめて、他の

で知らせることが求められるというべきである。

第二に、日時・場所・方法まで知らせなければならぬとすると、そのための手間や費用が土地所有者にかかる分だけ、設置義務の履行要請が後退することになりそうである。しかし、そのような後退はごくわずかであり、設置義務の履行要請を不当に損なうことはないと解される。土地所有者が、他の土地に排水設備を設置する際あるいは排水設備の設置工事などのために他の土地を使用する際に、他の土地の所有者等に事前にその旨を知らせる段階では、その日時・場所・方法も既に決まっているのが通常であり、日時等を知らせる手間や費用もそれほどかからないと見込まれるからである。<sup>(31)</sup>

第三に、下水道法11条3項では、事前通告として「その旨」を告げなければならぬと規定されているにとどまり、「その旨」の内容は具体的に指示されていない。同項の趣旨等に照らして、「その旨」に含まれる内容を柔軟に解する余地が認められているといえるだろう。そして、第一および第二に述べた点から、日時・場所・方法も「その旨」に含まれると解することが可能だと考えられる。

#### IV おわりに

本稿では、公共下水道の排水区域内の土地所有者が下水を公共下水道に流入させるために他の土地に排水設備を設置する場合を対象として、下水道法11条適用説（下水道法11条の規律場面については特別法である同条が適用

---

土地の所有者等は、例えば、通知された場所では不都合があるとして別の場所を提案したり、あるいは、通知された日時・場所で行われる排水設備の設置工事の妨げにならないように、普段はそこに駐車している自家用車を別の所に移動させるなどして、受入れの準備をすることが可能となる。その旨を知らされるだけでは、他の土地の所有者等がこのような提案や準備をすることは難しいだろう。

(31) 他の土地の所有者等が不明または所在不明の場合については、別途の検討を要する。前掲注(26)を参照。

され、民法213条の2の適用は排除されるとする見解)の課題を抽出し、この課題にどのように対応するべきかを検討した。

民法213条の2の規律と下水道法11条の規律とを比較すると(Ⅱ1および2)、下水道法11条適用説には、他の土地(=排水設備が設置される土地)の所有者等の権利・利益を保護することを趣旨とする民法213条の2の規律が適用されないことによって、他の土地の所有者等の権利・利益を保護するレベルが下がってしまうという課題が見出される(Ⅱ3および4)。そこで、下水道法11条には設置義務の履行要請(公共下水道の排水区域内の土地所有者が排水設備の設置義務〔同法10条1項〕を履行することができるようにするという要請)が働いていること(Ⅲ1)を踏まえつつも、設置義務の履行要請と他の土地の所有者等の権利・利益を保護することとをどのように調整するかという観点から、後者の保護のあり方を検討した(Ⅲ2~4)。具体的な検討結果は既に述べたので繰り返さないが、本稿の基本的なスタンスは、他の土地の所有者等の権利・利益について、民法213条の2が要求しているのと同レベルの保護を、下水道法11条の解釈によって導こうとするものである。

もっとも、本稿では十分に考察できなかつた点も多い。いくつか挙げるならば、まず、本稿は下水道法11条適用説を採用することを前提として検討を進めたが、そうではなく、例えば、下水道法11条と民法213条の2が競合して適用されるとする見解を採用することも考えられるだろう。次に、本稿では、民法213条の2と下水道法11条のそれぞれの規律の構造と両者の比較に基づいて、下水道法11条適用説の課題を抽出し、今後の解釈の方向性を示したにとどまり、下水道法11条や(設置義務の履行要請の前提となる)排水設備の設置義務をめぐる実務などの動向は全く考慮していない。これらの動向も考慮することによって、解釈が実務に根ざしたものになるだろう。さらに、民法213条の2が新設されたことを受けて、下水道法11条の改正を検討することも必要になるかもしれない。今後、これらの点を考察する機会を持ちたい。